

公益財団法人大分県建設技術センター 大分県防災エキスパート技術者派遣制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人大分県建設技術センター（以下、センターという。）が大分県防災エキスパート技術者派遣制度（以下、防災エキスパート制度という。）の設置に関して必要な事項を定め、大分県防災エキスパート技術者派遣制度の適正な運営を図ることを目的とする。

（防災エキスパート制度）

第2条 防災エキスパート制度とは、地震、津波、風水害等による大規模な災害（以下、大規模災害という。）が発生した場合に、公共土木施設等の管理者からの要請に基づき、公益財団法人大分県建設技術センター理事長（以下、センター理事長という。）が大分県防災エキスパート技術者（以下、防災エキスパート技術者という。）を災害現場に派遣することで公共土木施設等の管理者を支援する制度をいう。

（対象となる大規模災害）

第3条 この要綱の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づき、大分県災害対策本部が設置された場合。
- （2）その他前号と同程度で、支援を受けようとする大分県土木建築部または県下の市町村が大分県防災エキスパート技術者の支援が必要であると認めた場合。

（防災エキスパート技術者）

第4条 防災エキスパート技術者とは、災害復旧事務の経験や専門的な知識を有する技術者としてセンター理事長が登録した者をいう。

（協定書）

第5条 防災エキスパート制度の支援を受けようとする大分県土木建築部または県下の市町村は、事前にセンター理事長と「大分県災害エキスパート技術者派遣制度の活用に関する協定書」（以下、協定書という。）を締結しなければならない。

（支援活動の要請）

第6条 前条の協定を行った大分県土木建築部または県下の市町村が、第3条に規定された大規模災害による被災対応において、防災エキスパート制度の支援を受けるためには、センター理事長に支援活動の要請を別紙1により行うものとする。

（支援の実施及び報告）

第7条 要請を受けたセンター理事長は、直ちに支援活動計画書を別紙2により作成し、派遣要請元に報告するとともに、速やかに支援活動を実施し、その結果を要請した大分県土木建築部または県下の市町村に別紙3その1により報告するものとする。

（支援の内容）

第8条 防災エキスパート技術者は、要請した大分県土木建築部または県下の市町村の立会の上、次の支援を実施する。

- （1）初期の災害調査に関すること

- (2) 復旧工法に関する技術的助言
- (3) その他災害復旧事業の円滑な推進に関すること

(防災エキスパート技術者の要件)

第9条 防災エキスパート技術者は、以下の要件を満たした者でなければならない。

- (1) 大分県土木建築部、県下の市町村、またはセンターの職員であった者で、公共土木施設の災害復旧事務を経験し、かつセンターが主催する災害実務者研修を受講する者であること。
- (2) 心身ともに健康であって、災害発生時に派遣要請先において活動可能な者であること。
- (3) 自発的な意志により、被災地域の早期の復旧等に誠意を持って努力し、公共施設の管理者や地域住民等と協調してボランティアとして活動できる者であること。

(防災エキスパート技術者の登録)

第10条 センター理事長は、センターのホームページ等を通じて防災エキスパート技術者の募集を行うものとする。

- 2 防災エキスパート技術者として登録しようとする者は、別紙4によりセンター理事長あてに登録申請し、別紙5の同意承諾書を提出するものとする。
- 3 防災エキスパート技術者の登録期間は各年度末までの1年以内とし、更新することができる。
- 4 センター理事長は、前項の登録申請が第9条に適合していると認めたときは、速やかに名簿に登録するとともに、活動時に携帯する大分県防災エキスパート技術者登録証(別紙6)を交付するものとする。
- 5 センター理事長は、防災エキスパート技術者の登録抹消の申し出があったとき、または防災エキスパート技術者として不相当と判断したときは、速やかにその登録を抹消することができる。

(防災エキスパート技術者の責務)

第11条 防災エキスパート技術者は、次の責務を有する。

- (1) 災害復旧に関する講習会等を受講するなど常に技術の研鑽に努めること。
- (2) ボランティアとして活動し、いかなる個人または団体の便宜を図らないこと。
- (3) 災害現場での活動を整理して、別紙3その2と別紙3その3の報告書を速やかにセンター理事長に報告すること。

(防災エキスパート技術者に対する保険等)

第12条 防災エキスパート技術者として登録した者は、センターが費用負担して保険等に加するものとする。

- 2 センターは、必要となる書類の支給、簡易測量や安全のための用具の貸与、及び、ボランティア活動として認められる実費の支給により、防災エキスパート技術者の活動を支援することが出来る。

(事務局)

第13条 センター理事長は、防災エキスパート制度を円滑に運用するため大分県防災エキスパート技術者事務局(以下、事務局という。)をセンター内に設置する。また、事務局は次の業務を行うものとする。

- (1) 防災エキスパート技術者の募集、登録に関すること
- (2) 防災エキスパート技術者の派遣に関すること
- (3) 防災エキスパート技術者の活動の支援に関すること

- (4) 要請のあった大分県土木建築部または県下の市町村との文書の収受、施行に関すること
- (5) 防災エキスパート技術者の研修の実施に関すること
- (6) 大規模災害発生時の連絡体制に関すること
- (7) その他防災エキスパート制度を円滑に運用するために必要なこと

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、センター理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。